

兵庫県公報

平成20年 6月13日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課)	1

公布された法令のあらまし

- 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第52号)
使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、温泉法に関する手数料に、新たに土地掘削のための施設等の変更許可申請手数料等が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 6月13日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第52号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項5中(7)を(13)とし、(6)を(12)とし、(5)を(11)とし、(11)の前に次のように加える。

- (6) ゆう出路増掘のための施設等の変更許可申請手数料
- (7) 温泉採取許可申請手数料
- (8) 温泉採取許可を受けた者の地位承継に係る承認申請手数料
- (9) 可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料
- (10) 温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項5中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 土地掘削のための施設等の変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項9中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

- (9) 准看護師再教育研修手数料

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項5中(7)を(13)とし、(6)を(12)とし、(5)を(11)とし、(11)の前に(6)から(10)までを加える改正規定((9)に係る部分に限る。) 平成20年 8月 1日
- (2) 別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項9の改正規定 公布の日